

「子ども・子育て支援事業」に係る
量の見込みについて【案】

平成26年10月21日
保健福祉部 子育て推進課

1. 事業計画に定める内容

子ども・子育て支援法における「子ども・子育て支援事業計画」作成に関する基本的記載事項

1. 教育・保育提供区域の設定
2. 教育・保育の量の見込みと、実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
3. 地域子ども・子育て支援事業の見込みと、実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

を定める必要がある。

なお、算出にあたっては、国から示されている「市町村子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』の算出等のための手引き」における標準的な算出方法を踏まえて行う。

■教育・保育給付

平成27年度から平成31年度の計画期間の各年度における

- ・幼稚園や保育所、認定こども園などの「教育・保育施設」の量の見込み
- ・小規模保育事業や家庭的保育事業などの「地域型保育事業」の量の見込みをニーズ調査の結果を踏まえて算出

■地域子ども・子育て支援事業

平成27年度から平成31年度の計画期間の各年度における

- ・時間外保育事業、子育て支援短期支援事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、地域子育て支援拠点事業、ファミリー・サポートセンター事業、利用者支援事業、放課後児童健全育成事業などの量の見込みを算出

2. 子ども・子育て支援事業ニーズ量の標準的算出方法

■量の見込みの算出手順

①潜在的な家庭類型の算出

ニーズ調査の父母就労状況、就労希望により、家庭類型、潜在家庭類型を8区分に振り分ける

- ・潜在タイプA(ひとり親) ・潜在タイプB(フルタイム×フルタイム) ・潜在タイプC(フルタイム×パートタイム)
- ・潜在タイプC'(フルタイム×パートタイム) ・潜在タイプE(パートタイム×パートタイム)
- ・潜在タイプE'(パートタイム×パートタイム) ・潜在タイプD(専業主婦・夫) ・潜在タイプF(無業×無業)

これらの年齢別集計

②家庭類型別児童数の算出

住民基本台帳からコーホート変化率法により、年齢別推計児童数を積算する

平成27年～31年の年齢区分ごとの推計人口に応じた「家庭類型別児童数」を積算する

①の「潜在的な家庭類型」×「年齢別推計児童数」＝「家庭類型別児童数」

③ニーズ量の算出

現在の利用状況、今後の利用希望から、第1号、第2号、第3号認定区分などの区分を行う
認定区分、事業ごとに「利用意向」を積算する

②の「家庭類型別児童数」×「利用意向」＝「ニーズ量」

2-1 家庭類型、潜在家庭類型

		母親		3. パートタイム就労 4. 育休・介護休業中			5. 現在は就労していない 6. 就労したことがない		
		1. フルタイム就労 2. 育休・介護休業中		120時間以上	120時間未満 下限時間以上	下限時間未満			
父親									
1. フルタイム就労 2. 育休・介護休業中		タイプB		タイプC	タイプC'				
3. パートタイム就労 4. 育休・介護休業中	120時間以上	タイプC		タイプE			タイプD		
	120時間未満 下限時間以上								
	下限時間未満	タイプC'				タイプE'			
5. 現在は就労していない 6. 就労したことがない				タイプD				タイプF	

2-2 利用意向の算出

■教育・保育の量の見込み

- ①1号認定(認定こども園及び幼稚園)
- ②2号認定(幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定されるもの)
- ③2号認定(認定こども園及び保育所)
- ④3号認定(認定こども園及び保育所＋地域型保育)

■地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

- ①時間外保育事業
- ②放課後児童健全育成事業
- ③子育て短期支援事業
- ④地域子育て支援拠点事業
- ⑤一時預かり、子育て短期支援、子育て援助活動支援事業
(病児・緊急対応強化事業を除く)
- ⑥病児保育事業、子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業)
- ⑦子育て援助活動支援事業(就学児のみ)
- ⑧利用者支援事業

<教育・保育の量の見込み>

①1号認定
(認定こども園及び幼稚園)

$$\text{家族類型別児童数} \times \text{利用意向率(割合)} = \text{ニーズ量(人)}$$

②2号認定
(幼稚園希望)

$$\text{家族類型別児童数} \times \text{利用意向率(割合)} = \text{ニーズ量(人)}$$

③2号認定
(認定こども園及び保育所)

$$\text{家族類型別児童数} \times \text{利用意向率(割合)} = \text{ニーズ量(人)}$$

④3号認定
(認定こども園・保育所+地域型)

$$\text{家族類型別児童数} \times \text{利用意向率(割合)} = \text{ニーズ量(人)}$$

<地域子ども・子育て支援事業の量の見込み>

①時間外保育事業

$$\text{家族類型別児童数} \times \text{利用意向率(割合)} = \text{ニーズ量(人)}$$

②放課後児童健全育成事業

$$\text{家族類型別児童数} \times \text{利用意向率(割合)} = \text{ニーズ量(人)}$$

③子育て短期支援(ショートステイ)

$$\text{家族類型別児童数} \times \text{利用意向率(割合)} \times \text{利用意向日数(日)} = \text{ニーズ量(人日)}$$

④地域子育て支援拠点事業

$$\text{家族類型別児童数} \times \text{利用意向率(割合)} \times \text{平均利用意向回数(回)} = \text{ニーズ量(人回)}$$

⑤一時預かり他

- ・1号認定による利用
- ・2号認定による利用
- ・上記以外

$$\text{家族類型別児童数} \times \text{利用意向率(割合)} \times \text{利用意向日数(日)} = \text{ニーズ量(人日)}$$

$$\text{家族類型別児童数} \times \text{利用意向率(割合)} \times \text{就労日数(日)} = \text{ニーズ量(人日)}$$

$$\text{家族類型別児童数} \times \text{利用意向率(割合)} \times \text{就労日数(日)} = \text{ニーズ量(人日)}$$

⑥病児・病後児保育、ファミリー・サポート・センター(病児・病後児)

$$\text{家族類型別児童数} \times \text{発生頻度} \times \text{利用意向日数(日)} = \text{ニーズ量(人日)}$$

⑦ファミリー・サポート・センター(就学児)

$$\text{家族類型別児童数} \times \text{利用意向率(割合)} \times \text{利用意向日数(日)} = \text{ニーズ量(人日)}$$

※一時預かりの利用意向率(割合)は不定期事業の利用希望等に乗じて積算

参考：量の見込みに使用したアンケート調査項目（1）

①地域子育て支援拠点事業

（1）算出方法

「推計児童数（人）」×「潜在家庭類型（割合）」＝「家族累計別児童数（人）」
 「家族類型別児童数（人）」×「利用意向率（割合）」×「利用意向日数・回数（日・回）」
 ＝「量の見込み（人日・人回）」

（2）利用意向（率）の算出方法は次のとおり

対象となる潜在家庭類型	対象年齢	利用意向率・利用意向日数・回数
すべての家族類型	0～2歳	〔問14・15・16〕 〔利用意向率〕 下記の事業を現在利用している方と今後利用したい方の割合 ・地域子育て支援センター 〔利用意向回数〕 現在利用している方、今後利用したい方、今後利用日数を増やしたい方の月あたり平均利用回数

②時間外保育事業

（1）算出方法

「推計児童数（人）」×「潜在家庭類型（割合）」＝「家族累計別児童数（人）」
 「家族類型別児童数（人）」×「利用意向率（割合）」＝「量の見込み（人）」

（2）利用意向（率）の算出方法は次のとおり

対象となる潜在家庭類型	対象年齢	利用意向率
タイプA（ひとり親家庭） タイプB（フルタイム×フルタイム） タイプC（フルタイム×パートタイム） タイプE（パートタイム×パートタイム）	0～5歳	〔問13〕 今後利用したい事業として下記のいずれかを選択し、かつ利用希望時間が18時以降の方の割合 ・認定こども園・認可保育所 ・認可外保育施設・へき地保育所・事業所内保育施設 ・居宅訪問型保育（ベビーシッター）・ファミリーサポートセンター（キッズパーク）

③放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

（1）算出方法

「推計児童数（人）」×「潜在家庭類型（割合）」＝「家族累計別児童数（人）」
 「家族類型別児童数（人）」×「利用意向率（割合）」＝「量の見込み（人）」

（2）利用意向（率）の算出方法は次のとおり

対象となる潜在家庭類型	対象年齢	利用意向率
タイプA（ひとり親家庭） タイプB（フルタイム×フルタイム） タイプC（フルタイム×パートタイム） タイプE（パートタイム×パートタイム）	5歳	〔問23・24〕 放課後の時間を過ごさせたい場所で、下記を選択した方の割合 ・学童保育所

④子育て短期支援事業

（1）算出方法

「推計児童数（人）」×「潜在家庭類型（割合）」＝「家族累計別児童数（人）」
 「家族類型別児童数（人）」×「利用意向率（割合）」×「利用意向日数・回数（日・回）」
 ＝「量の見込み（人日・人回）」

（2）利用意向（率）の算出方法は次のとおり

対象となる潜在家庭類型	対象年齢	利用意向率・利用意向日数・回数
すべての家族類型	0～5歳	〔利用意向率〕問22 保護者の用事（冠婚葬祭、保護者・家族の病気など）により子どもを泊まりがけで家族以外にみてもらわなければならないことがあった方のうち、次の対処方法を選んだ方の割合 ・短期入所生活支援事業（ショートステイ）を利用した・子どもだけで留守番をさせた 〔利用意向日数〕 下記の方の1年間の平均日数 ・ショートステイを利用した ・仕方なく子どもだけで留守番をさせた

参考：量の見込みに使用したアンケート調査項目（2）

⑤一時預かり事業等（一時預かり事業、子育て短期支援事業（トワイライトイ）、ファミリー・サポート・センター事業（病児・緊急対応強化事業を除く））

（1）算出方法

「推計児童数（人）」×「潜在家庭類型（割合）」＝「家族累計別児童数（人）」
 「家族類型別児童数（人）」×「利用意向率（割合）」×「利用意向日数・回数（日・回）」
 ＝「量の見込み（人日・人回）」

（2）利用意向（率）の算出方法は次のとおり

〔ア〕幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

対象となる潜在家庭類型	対象年齢	利用意向率・利用意向日数・回数
1号認定 タイプC（フルタイム×パートタイム） タイプD（専業主婦（夫）） タイプE（パートタイム×パートタイム） タイプF（無業×無業）	3～5歳	〔利用意向率〕 下記の方の割合 ア「1号認定の不定期事業の利用希望者の割合」 イ「不定期事業を利用している幼稚園利用者の一時預かりの利用割合または幼稚園の預かり保育の利用割合」 〔利用意向日数〕 不定期事業の利用意向のある方の1年間の平均日数
2号認定 タイプA（ひとり親） タイプB（フルタイム×フルタイム） タイプC（フルタイム×パートタイム） タイプE（パートタイム×パートタイム）		〔利用意向率〕 1.0（100%） ※手引きにて指定 〔利用意向日数〕 2号認定のうち幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定される方の就労日数

〔イ〕幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）以外

対象となる潜在家庭類型	対象年齢	利用意向率・利用意向日数・回数
すべての家族類型	0～5歳	〔利用意向率〕 不定期事業の利用希望のある方の割合 〔利用意向日数〕 不定期事業の利用意向のある方の1年間の平均日数

⑥病児・病後児保育事業

（1）算出方法

「推計児童数（人）」×「潜在家庭類型（割合）」＝「家族累計別児童数（人）」
 「家族類型別児童数（人）」×「利用意向率（割合）」×「利用意向日数・回数（日・回）」
 ＝「量の見込み（人日・人回）」

（2）利用意向（率）の算出方法は次のとおり

対象となる潜在家庭類型	対象年齢	利用意向率
タイプA（ひとり親家庭） タイプB（フルタイム×フルタイム） タイプC（フルタイム×パートタイム） タイプE（パートタイム×パートタイム）	0～5歳	〔利用意向率〕 病気やけがで父親または母親が休んで対処した方のうち下記の方の割合。 ・病児、病後児保育施設等の利用を希望する方 ・病児、病後児保育施設等の利用した方 ・ファミリー・サポート・センターを利用した方 ・仕方なく子どもだけで留守番をさせた方 〔利用意向日数〕 下記の対処をした方の日数の総計を、利用意向のある実人数で割った方

⑦ファミリー・サポート・センター事業（就学児のみ）

（1）算出方法

「推計児童数（人）」×「潜在家庭類型（割合）」＝「家族累計別児童数（人）」
 「家族類型別児童数（人）」×「利用意向率（割合）」×「利用意向日数・回数（日・回）」
 ＝「量の見込み（人日・人回）」

（2）利用意向（率）の算出方法は次のとおり

対象となる潜在家庭類型	対象年齢	利用意向率
すべての家族類型	6～8歳 9～11歳	〔問23〕 〔利用意向率〕 放課後の時間の過ごさせたい場所に下記を選択した方の割合 ・ファミリー・サポート・センター 〔利用意向日数〕 ファミリー・サポート・センター利用希望者の週当たりの日数

3 就学前児童数の推計について

「住民基本台帳人口」及び「外国人登録人口」を用い、「コーホート変化率法」により、就学前児童数を推計すると、以下の通りとなる。人口の推計によると、平成25年度以降、就学前児童は毎年数10人程度減少していく見込みである。

	実績値(各年4月1日)					推計値					
	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
0歳	682	637	619	582	592	571	555	541	528	518	508
1歳	635	701	657	604	619	630	608	591	577	564	554
2歳	633	636	674	639	598	613	624	602	585	571	558
3歳	684	640	640	688	648	607	622	633	611	594	580
4歳	661	672	661	628	690	650	608	623	634	612	595
5歳	693	664	662	632	638	701	661	618	634	645	623
0-2歳計	1,950	1,974	1,950	1,825	1,809	1,814	1,787	1,734	1,690	1,653	1,620
1・2歳計	1,268	1,337	1,331	1,243	1,217	1,243	1,232	1,193	1,162	1,135	1,112
0-5歳計	3,988	3,950	3,913	3,773	3,785	3,772	3,678	3,608	3,569	3,504	3,418

4. 地域子ども子育て支援事業の量の見込み

	事業名	事業概要	田辺市の該当事業（H26 目標値）
①	利用者支援事業(子ども子育て支援法)	子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業。	該当なし
②	時間外保育事業(子ども子育て支援法)	延長保育を実施する保育所等における保育士配置の充実を図ることに より、11時間の開所時間の始期及び終期前後の保育需要への対応の推 進を図る事業。	延長保育事業 (6か所、21人)
③	放課後児童健全育成事業 (児童福祉法)	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学しているおおむ ね10歳未満の児童(放課後児童)に対し、授業の終了後に児童館等を 利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。	放課後児童健全育成事業 (11か所、515人)
④	子育て短期支援事業(児童福祉法)	保護者の疾病や育児疲れ、恒常的な残業などの場合における児童養護施 設等での児童の一時的な預かりを推進する。 ・短期入所生活援助(ショートステイ)事業 ・夜間養護等(トワイライトステイ)事業	ショートステイ事業(4か所) トワイライト事業(4か所)
⑤	乳児家庭全戸訪問事業(児童福祉法)	生後4か月までの児と保護者に対して、助産師や保健師が訪問し、健康 状態の確認、育児や産後の生活などの相談を行う。	こんにちは赤ちゃん事業
⑥	養育支援訪問事業(児童福祉法)	養育支援が必要である家庭に対し、育児・家事等の援助や育児指導等 を行う。	養育支援訪問事業
⑦	地域子育て支援拠点事業(児童福祉法)	公共施設や保育所、児童館等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育 て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施する。 NPOなど多様な主体の参画による地域の支え合い、子育て中の当事者 による支え合いにより、地域の子育て力を向上する。	地域子育て支援拠点事業(センター型) (2か所)
⑧	一時預かり事業(児童福祉法)	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児 (以下「乳幼児」という。)について、主として昼間において、保育所 その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業(特定 の乳幼児のみを対象とするものを除く)。	一時預かり事業(1か所、272日)
⑨	病児保育事業(児童福祉法)	病中や病気の回復期で集団保育が困難な児童を、一時的に預かる事業。	病児・病後児保育事業(1か所、272日)
⑩	子育て援助活動支援事業(児童福祉法)	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童 の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを 希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業。	ファミリーサポートセンター事業 (2か所)
⑪	妊婦に対して健康診査を実施する事業 (母子保健法)	妊婦の健康管理の充実と経済的負担の軽減を図るため、必要な回数(1 4回程度)の妊婦健診を受けられるよう、支援する。	妊婦健康診査費助成事業

■地域子ども子育て支援事業の見込み量(実績値と国の手引きによるニーズ調査見込み量 48時間)

事業		単位	(参考) 実績値		ニーズ調結果からの見込み量					事業実施状況報告書(H24・25)	
			H24	H25	H27	H28	H29	H30	H31		
①	利用者支援事業	箇所	-	-							新規：子育て相談窓口
②	時間外保育事業	人	292	333	90	89	88	86	83		報告書外別途集計
③	放課後児童健全育成事業 (放課後児童会)	人	410	441	904	905	895	880	879		実績値は市内10小学校1-3年で実施 報告書外別途集計
④	子育て短期支援事業	人日	41	88	154	151	150	147	144		ショートステイ事業利用延べ人数 トワイライトステイ事業は0人
⑤	乳児全戸訪問事業	人	581	512							
⑥	養育支援訪問事業	人	13	16							
⑦	地域子育て支援拠点事業	人日	3,989	4,349	3,323	3,225	3,142	3,073	3,013		子育て広場、あいあい広場、つどいの広場の 子どもの参加を子育て支援拠点事業として集計
⑧	一時預かり 事業	幼稚園一時預かり(1号)	人日								
		幼稚園一時預かり(2号)	人日	60,241	64,284	55,315	54,818	54,963	54,144	52,594	
		上記以外	人日			14,623	14,345	14,189	13,930	13,588	幼稚園一時預かり以外の預かり利用 ニーズ調査結果は特定1人のニーズ数値
⑨	病児・病後児保育事業	人日	150	232	2,209	2,167	2,142	2,014	2,053		病後児保育事業として1医療機関で実施
⑩	子育て援助活動支援事業	人日	778	812	56	55	54	55	55		ファミリーサポートセンター事業として 子ども一時預かり、出迎え、保護者の外出、 疾病などへの対応
⑪	妊婦健診	人回	7,220	6,541							14回+その他検査 H24=7220+4680 H25=6541+4215

■地域子ども子育て支援事業の見込み量の基本的考え方（補正案）

事業		基本的な考え方	参考	
①	利用者支援事業	・子育て相談窓口として、市役所、行政局の広がり基本とし、旧市町村の地域性を配慮した配置とする。	想定： 旧田辺市＋行政局各1か所の5	
②	時間外保育事業	・時間外保育の実績を踏まえ、概ねその現状維持を目標量に設定する。	実績値は333人 目標値として、H27=330、H29=330	
③	放課後児童健全育成事業 (放課後児童会)	・放課後児童健全育成事業のニーズ調査結果見込み量904人(H27)は、概ね小学校1-3年600人、4-6年300人の構成。 実績値は市内市立小学校27校のうち10校の1-3年で実施している(その外民間において2校実施)合計441人である。また、現状は少人数で開設できないので、市の基準として20人以上の規模で開設することとしている。 今後の方針として1-3年での充実を図り、少人数の地域については放課後子ども教室の開催(現在も水曜日など週1回開催で3つの小学校で実施)などで対応を図る。4-6年については、国において検討を進めている「放課後子どもプラン」の動向を見ながら検討。	実績値は441人 目標値として、H27=500人、H29=600人 (数値は実利用合計によっており、利用日数による調整は行っていない) また、H26年4月現在の利用者は534人 当面600人を目標に、1-3年の充実を図り、順次4-6年へと展開する。 対象が少人数となる地域には放課後子ども教室等での対応を図る。	
④	子育て短期支援事業	・子育て短期支援事業は、ショートステイ事業による利用であるが、利用者は年々更新され、利用も進みつつあるので、概ね見込み量を目標とする。	実績値は88人 目標値として、H27=100、H29=150	
⑤	乳児全戸訪問事業	・乳児全戸訪問事業の実績値を基礎に、人口推計における出生数をベースとして目標量を設定する。	出生児を全員訪問するので、目標量は出生数全数とする。H27=555人、H29=528人	
⑥	養育支援訪問事業	・養育支援訪問事業の実績値を基礎とし、今後0-5歳の人口が漸減すると予想されることもあり、概ねその現状維持を目標量に設定する。	実績値は16人 目標値として、H27=16人、H29=16人	
⑦	地域子育て支援拠点事業	・地域子育て支援拠点事業として、子育て広場、あいあい広場、つどいの広場事業の子ども参加数を実績値としてとらえ、概ね見込み量を目標とする。	実績値は4349人 目標値として、H27=4,000、H29=3,500	
⑧	一時預かり事業	幼稚園一時預かり(1号)	・幼稚園一時預かり1号はない。	-
	幼稚園一時預かり(2号)	・幼稚園一時預かり2号の実績値を基礎とし、概ね見込み量を目標とする。	実績値は64,284人 目標値として、H27=60,000人、H29=55,000人	
	上記以外	・上記以外のニーズは特定のケースによるものとして別途ニーズと考え、除外して目標設定を行う。	-	
⑨	病児・病後児保育事業	・病児・病後児保育事業は、実績値とニーズ調査結果の値が大きく乖離している。これにはニーズ調査アンケートで、父あるいは母が休んで子どもを見る際、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」を聞いた結果が反映されているが、このニーズの全てが病児・病後児保育利用希望ではなく、多くは親戚・知人に預かってもらうなどが考えられる。アンケートにおいても実際に病児・病後児保育利用をこの1年間で行ったのは、アンケート回答者の約3%である。今後0-5歳人口の漸減が予想されることもあり、目標量を現状維持と考える。	実績値は 病児・病後児保育事業利用者延べ人数は H24=150、H25=232人 H27=230人、H29=230人 H25・0-5歳人口3785人、内3%人口=113人	
⑩	子育て援助活動支援事業	・事業認知の浸透を図りつつ、実績値を基礎として、概ねその現状維持を目標に設定する。	実績値は812人 目標値として、H27=810人、H29=810人	
⑪	妊婦健診	・妊婦全員について必要な検診受診を行うことを目標とする。	妊婦健診は概ね14回の受診券を発行しているので、その出生数分を目標とする。 H27=555×14=7770、H29=528×14=7392	

■地域子ども子育て支援事業の見込み量（目標量案）

事業		単位	（参考）実績値		目標量					目標の設定	
			H24	H25	H27	H28	H29	H30	H31		
①	利用者支援事業	箇所	-	-	-	5	5	5	5	旧田辺市+行政局各1か所の5	
②	時間外保育事業	人	292	333	330	330	330	330	330	実績値ベース現状維持を目標	
③	放課後児童健全育成事業 （放課後児童会）	人	410	441	500	550	600	600	600	見込み量のうち600人を目標設定	
④	子育て短期支援事業	人日	41	88	100	120	150	147	145	見込み量ベース目標設定	
⑤	乳児全戸訪問事業	人	581	512	555	541	528	518	508	乳児全戸訪問目標（概ね全乳児数）	
⑥	養育支援訪問事業	人	13	16	16	16	16	16	16	実績値ベース現状維持を目標	
⑦	地域子育て支援拠点事業	人日	3,989	4,349	4,000	3,800	3,500	3,300	3,000	見込み量ベース目標設定	
⑧	一時預かり 事業	幼稚園一時預かり（1号）	人日			-	-	-	-	-	
		幼稚園一時預かり（2号）	人日	60,241	64,284	60,000	58,000	55,000	54,000	53,000	見込み量ベース目標設定
		上記以外	人日			-	-	-	-	-	特定ニーズを別途ニーズとして除外して 目標設定
⑨	病児・病後児保育事業	人日	150	232	230	230	230	230	230	実績値ベース現状維持を目標	
⑩	子育て援助活動支援事業	人日	778	812	810	810	810	810	810	実績値ベース現状維持を目標	
⑪	妊婦健診	人回	7,220	6,541	7,770	7,574	7,392	7,252	7,112	人口推計出生数分の14回検診券	

5. 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画に「教育・保育提供区域」の設定を義務付けている。「教育・保育提供区域」は、子ども・子育て支援法第61条第2項において「市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域」と定義している。

	メリット	デメリット
区域を分けて設定	<ul style="list-style-type: none"> ・区域面積が狭いため、通園距離が短く移動が容易 ・区域内において需給バランスを取る必要があるため、近くに必要な施設や事業が整備され、利用者への利便性が向上 	<ul style="list-style-type: none"> ・区域内での需給バランスを調整しても区域外利用が見込まれるため、ニーズと利用実態が合わなくなる可能性がある ・区域により施設数に偏りが生じ、柔軟な対応ができない。 ・区域ごとに施設・事業の整備が必要なため、非効率。 ・子どもの数が少ない地域では、需要を満たす整備が望めない。
市全域を区域と設定する	<ul style="list-style-type: none"> ・広域利用を見込み、移動実態を踏まえた施設・事業の整備が可能。 ・全域での量の見込み、調整が可能 ・施設充足率の偏りが均等化 	<ul style="list-style-type: none"> ・区域面積が広くなり、交通手段のない利用者への対応が困難 ・施設がバランスよく配置されていない場合に、利用者への利便性が低下する。

- 設定区域ごとに、各年度の教育・保育事業必要量の見込みと確保の内容を明記
- 学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本
ただし、地域子ども・子育て支援事業の事業ごとに学校教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の利用区域の実態が異なる場合には、実態に応じて、これらの区分又は事業ごとに設定できる。
- 区域を超えた施設、事業の利用制限はない。教育、保育で区域設定も可能
- 区域設定例
小学校区、中学校区、旧市町村、その他